金融サービス仲介業の利活用に向けた要望

2026 年 6 月 22 日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

目次・要望事項

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
Ⅰ．金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
１．保険媒介業務（保険分野） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
⑴ 取扱うことができる保険商品の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
⑵ 保険商品の保険金の上限額の撤廃又はその額の引き上げ ・・・・・・ 3
２．預金等媒介業務（銀行分野） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
⑴ 個人向けカードローンの取扱いの解禁 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
⑵ 外貨預金に係る取扱制限の撤廃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
⑶ 媒介先金融機関に「政府関係金融機関」の追加 ・・・・・・・・・・・ 5
⑷ 金融サービス仲介業者・一般事業者が行う事業者向け貸付に係る
制限の撤廃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
３．有価証券等仲介業務（証券分野） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑴ 貸付型ファンドの取扱いの解禁 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑵ 取り扱うことができるセキュリティトークンの拡大 ・・・・・・・・ 6
⑶ 投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限の撤廃 6
４．信託媒介業務の追加、信託商品の取扱いの解禁 ・・・・・・・・・・・ 7
Ⅱ．金融サービス仲介業者に対する規制の見直し ・・・・・・・・・・・・・ 7
１．顧客情報の利活用の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２．銀行や証券会社等との API 連携の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
３．保証金の供託義務の緩和 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
４．顧客への情報提供義務（顧客からの求めに応じた手数料等の開示）
の緩和 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
５．契約締結前交付書面の交付義務の緩和 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
６．契約締結時交付書面の交付義務の撤廃 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
７．貸付媒介業務に係るルールの統一・統合 ・・・・・・・・・・・・・・・ 11
８．金サ業者の体制整備の柔軟化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
⑴ 人材の確保の緩和 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
⑵「三つの防衛線」の下での組織運営体制の柔軟化 ・・・・・・・・・・ 13
Ⅲ．検証の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

はじめに

金融サービス仲介業（以下「金サ業」という。）は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律[1]によって、2021 年 11 月、既存の銀行、保険、証券、貸金といった業種ごとの縦割り規制を排し、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種として創設されました。しかしながら、現状、顧客の利用、事業者の参入は当初想定されたようには進んでおらず、金サ業創設の趣旨が実現されているとは言い難い状況にあります。

本協会では、金サ業の利活用に向けて、令和２年改正金融サービスの提供に関する法律附則第 28 条のいわゆる５年見直しの規定を踏まえて、「金サ法のいわゆる５年見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催、検討を進めるとともに、アンケート調査を実施いたしました。

本協会は、金サ業の利活用の促進により、より多くの顧客が自身により適した金融商品・サービスを選択し最善の利益を確保することができるようにするとともに、家計の安定的な金融資産形成を促し貯蓄から投資に向けた「資産運用立国」の実現、消費者による選択の実質性の保護、中小企業・スタートアップ企業等への事業性融資の推進などの重要な政策の後押しとなると考えております。

金融サービス仲介業者（以下「金サ業者」という。）は、今後の金融サービスの高度化・充実化において、その役割・機能の拡大が求められるなか、引き続き、より高い意識をもって顧客本位の業務運営の徹底・確保に努め、本協会は、その支援、取組みをより一層進めてまいります。

かかる認識のもと、いわゆる５年見直しにあたり、懇談会での検討[2]やアンケートの調査結果[3]等を踏まえて、金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大及び金融サービス仲介業者に対する規制の見直しの要望をとりまとめましたので、その実現につきまして格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

[1] 2024 年２月１日「金融サービスの提供に関する法律」から名称変更

[2] 「金サ法のいわゆる５年見直しに関する懇談会」報告書（2026 年６月 22 日）

[3] 懇談会第３回会合事務局説明資料「『金融サービス仲介業の利活用に向けた措置・要望事項（案）』に関するアンケート調査結果概要」（2025 年９月９日開催）参照

Ⅰ．金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大

金サ業者は、「顧客に対し高度に専門的な説明」を要する金融商品・サービスは取り扱うことができないという制限があります。しかしながら、特にリスクが高く真に顧客に対し高度に専門的な説明を要すると評価される金融商品・サービスを除き、金融商品・サービスの取扱いに関する制限を課すべきではないことから、以下の措置・要望事項記載の金融商品・サービスを含め、特にリスクが高く真に顧客に対し高度に専門的な説明を要すると評価される金融商品・サービス以外の金融商品・サービスの取扱いを解禁していただきたい。

１．保険媒介業務（保険分野）

(1) 取扱うことができる保険商品の拡大

① 終身保険（死亡保険）等の取扱いの解禁

終身保険（死亡保険）、変額保険・変額年金保険、外貨建保険・外貨建年金保険、火災保険（建物に係る火災保険、火災保険に付帯して加入する地震保険）及びレジャー団体保険以外の団体保険など顧客のニーズがあり、日常生活に定着しているということができる保険商品について、その取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第２号、第５号、第７号、金サ仲介業者等府令第５条第１項、パブコメ８頁-No.30

② インターネットで保険商品を提供する場合には、ネット保険代理店等と同様の保険商品の取扱いの解禁

【根拠法令等】上記①参照。インターネットでの取扱いについて法的規定なし。

③ 法人・個人事業主向け保険商品の取扱いの解禁

例えば、企業向けの火災保険、所有する機械設備等の動産総合保険、サイバー保険及び会社役員賠償責任保険（D&O保険）などの企業向けの賠償責任保険、従業員向けの団体長期障害所得補償保険（GLTD）などの商品に加え、プラットフォーマー等が提供するサービスに付随し、金サ業者の顧客を対象とした組込型保険（Embedded Insurance）（キャンセル保険等の費用利益保険やスマホ補償等の動産総合保険）のような商品についても、リスクプロファイルが明確で「商品設計が複雑ではなく、企業活動及び消費活動に定着している保険商品」ということができるため、法人・個人事業主向けこれら保険商品の取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第４号

(2) 保険商品の保険金の上限額の撤廃又はその額の引き上げ

例えば、死亡保険（定期）、定期保険、養老保険、収入保障年金、学資保険・こども保険、個人年金保険、医療保険、がん保険、傷害保険、介護保険、就業不能保険、火災保険（家財保険）、自動車保険、個人賠償責任保険、旅行保険など顧客のニーズがあり、日常生活に定着しているということができる保険商品について、保険金の上限額の撤廃又はその額の引き上げ

（注）上限額：生命保険1,000万円、第三分野保険600万円、損害保険2,000万円

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第７号イ、パブコメ８頁-No.30

【説明・理由】

保険商品の取扱制限は、高度に専門的な説明の必要性に加えて、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意することが根拠[4]とされたものと考えられますが、次の理由から、金サ業者が、原則として、全ての保険商品の販売勧誘ができるよう、保険商品の拡大及び保険金の上限額を撤廃又はその額を引き上げていただきたい。

① 顧客が身近にアクセスできる非金融事業者から金サ業への参入が増えて、金サ業者が強みである独立的な立場で他の金融商品（預金、ローン、証券）と併せて、多様な保険商品を販売できるようになれば、より多くの顧客が、保険の見直しや、ライフスタイル・ライフプランに関する情報・アドバイスを受ける機会が増えて、顧客利便が一層向上する。

② 個人・ファミリーへのライフプランの提案にあたって、現行保険金額の上限では保障（補償）が不足する。

③ 特定の保険会社に所属しない独立性の高い金サ業者の活用は、顧客の利便性の向上に加えて、販売チャネルをより多様化させ、販売・商品開発面での競争促進の実現、保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応（保険会社の保険金不正請求事案、個人情報の漏えい事案、保険会社からの便宜供与の実績に重点を置いた保険商品の選定・販売事案への対応）につながるものと考えられる。

④ 金サ業者には、乗合代理店と同等の販売勧誘規制が課されているにもかかわらず、併せて保険商品の取扱い制限も課せられていることから、結果とし

[4] 衆議院財務金融委員会（令和 ２年５月 27 日）附帯決議第３項、参議院財政金融委員会（令和２年６月４日）附帯決議第 11 項

て、保険会社及び事業者は、乗合代理店の選択しかできないような不公平な競争環境となっており、保険媒介業に参入する事業者はあっても、金サ業者として参入する事業者はなく、その検討すら行われていない。

２．預金等媒介業務（銀行分野）

(1) 個人向けカードローンの取扱いの解禁

預金等媒介業務及び貸金業貸付媒介業務における個人（消費者）向けカードローンの取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第17条第２項、第20条、パブコメ４頁-No.13

【説明・理由】

個人向けカードローン（以下「カードローン」という。）の取扱制限は、個人に対する過剰与信の制度的な防止を図るために設けられたものと考えられますが[5]、次の理由から、金サ業者によるその取扱いを認めていただきたい。

① 今後の個々人の働き方・ライフスタイルの多様化の進展を踏まえると、不測の事態に迅速に対応することができるカードローンの果たす役割は、より大きくなる。

② 事業者は、ローンで足りない収入を補おうとする個人ではなく、日常生活での不測の出費に対応しようとする個人を対象にして、少額のカードローンをラインナップにおく。

③ 金サ業者がカードローンを取り扱うことにより、多くの個人により身近に利用できる機会が提供され、顧客利便が向上する。

④ 金サ業者は、貸付契約の締結の媒介のみを行うもので、銀行等及び貸金業者において、複数の銀行等・貸金業者からの返済能力を超えた貸付け（多重債務）とならないよう、総量規制、信用情報機関の利用等のルールの下、融資上限枠の設定、貸付け判断、融資が実行されるものであり、金サ業者がカードローンを取り扱ったからといって、多重債務問題が生じる蓋然性は低いと考える。

(2) 外貨預金に係る取扱制限の撤廃

【根拠法令等】金サ法施行令第17条第１項第１号、金サ仲介業者等府令第４条第１項

【説明・理由】

外貨預金は、顧客のニーズがあり為替リスクが認識されている商品であり、よ

[5] 参議院財政金融委員会（令和２年６月４日）附帯決議第18項）

り顧客利便が向上するよう、取扱制限（外貨預金のうち外貨のまま出金、送金ができるものに限る。）を撤廃していただきたい。

⑶ 媒介先金融機関に「政府関係金融機関」の追加

媒介先・相手方金融機関に政府関係金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫）の追加

【根拠法令等】金サ法第11条第２項第２号

【説明・理由】

金サ業者が、顧客（企業・事業者等）から委託を受けて日本政策金融公庫等が行う融資に係る媒介ができるよう、金サ法第11条第２項第２号に規定する媒介先・相手方金融機関に、日本政策金融公庫等を追加していただきたい。

⑷ 金融サービス仲介業者・一般事業者が行う事業者向け貸付に係る制限の撤廃

【根拠法令等】金サ仲介業者等府令第16条第１項

【説明・理由】

① 金サ業者・一般事業者が行う事業者向け貸付に係る制限は、銀行代理業者に対する兼業業務規制等とのイコールフッティグの観点と考えられますが、次の理由から、「規格化された貸付商品」の制限自体を撤廃し、特段制限なく取り扱えるようにしていただきたい。

イ.「媒介」のみであり、銀行において貸付けの審査・判断及び実行が行われ、銀行と金サ業者の利益が相反する取引が行われる蓋然性が低い。

ロ. 銀行代理業と異なり、業務範囲規制がない。

ハ. 媒介業者は、顧客から委託を受けて銀行等が提供する貸付商品を媒介する場合、預金等媒介業務又は貸金業（貸金業法第２条第１項）として行うことが可能であるところ、前者については兼業業務規制がある一方、後者については兼業業務規制がなく、法令間で整合性が取れていない。

② 本措置及び上記⑶の「政府関係金融機関の追加」は、中小企業、スタートアップ企業等の資金繰り支援等にとどまらず、事業性融資（不動産担保や経営者保証によらず、事業の実態や将来性に着目した融資）の推進を後押しする。

３．有価証券等仲介業務（証券分野）

(1) 貸付型ファンドの取扱いの解禁

第二種金融商品取引業者が提供する貸付型ファンド（金融商品取引法第29条の２第１項第10号で定める貸付事業等権利をいう。）の取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法第11条第４項、金サ法施行令第19条第１項第１号

【説明・理由】

貸付型ファンドは、ミドルリスク・ミドルリターンの金融商品として、個人投資家のニーズが高い。個人投資家の資産運用の選択肢を広げ、個人の安定的な金融資産形成の実現に加えて、企業等の資金調達手段の多様化、貸付型ファンド市場の拡大に寄与する。

(2) 取り扱うことができるセキュリティトークンの拡大

受益証券発行信託セキュリティトークン（ST）の上場要件の撤廃

【根拠法令等】金サ法施行令第19条第１項第１号ヘ(1)

【説明・理由】

現在公募により発行されている受益証券発行信託セキュリティトークン(不動産ST等)は、ミドルリスク・ミドルリターンの金融商品として、個人投資家のニーズが高い。個人投資家の資産運用の選択肢を広げ、個人の安定的な金融資産形成の実現に加えて、企業等の資金調達手段の多様化、ST市場の拡大に寄与する。

(3) 投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限の撤廃

投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介について、取扱制限[6]の撤廃

【根拠法令等】金サ法施行令第19条第４項、第５項、パブコメ20、21頁-No.60

【説明・理由】

① 顧客にとって、高度で専門的な知識を持つ者の投資助言や投資一任は、資産運用・資産管理の方法・選択肢として重要で欠かすことができない。例えば、オルタナティブ資産への投資など個人投資家自らが判断することなく、これら資産を組み込んだポートフォリオの構築、資産運用・資産管理ができるようになり、資産運用サービスの高度化、個人の安定的な金融資産形成の実現に資する。

[6] 金サ業者が媒介できるのは「有価証券等仲介業務の対象となる有価証券の売買等の取引及び取扱いに係る投資判断に関し助言を行うもの又は当該投資判断に基づき投資を行う契約」であり、高度に専門的な説明を必要とする有価証券の売買等の取引・取扱いに係るものは除かれる（取扱制限）。

② 金サ業で投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介業務の登録を行ったとしても、取扱制限があることから、顧客の資産運用等のニーズに応えられず、金サ業者は、新たに投資助言・代理業の登録申請が必要となる。

４．信託媒介業務の追加、信託商品の取扱いの解禁　※

新たに業務の種別に「信託媒介業務」を加え、信託商品（元本補填付きの合同運用指定金銭信託及び実績配当型の金銭信託）の取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法第11条第１項

【説明・理由】

① 元本補填付きの合同運用指定金銭信託及び実績配当型の金銭信託は、既存の「預金等媒介業務」、「有価証券等仲介業務」で認められている金融商品と比較して、経済的性質が近しいと考えられ、シンプルな設計・比較的リスクが高くない商品である。

② 金サ業者・非金融事業者がこれら信託商品を取扱うことにより、その認知が広がり、これまで信託銀行・信託商品に馴染みがなかった顧客の購入拡大が見込まれ、個人の安定的な金融資産形成の実現に資する。

※ 一般社団法人信託協会要望事項 令和７年 10 月 24 日「『規制改革に関する提案を提出』の５」
https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/016/202510/regulatory_20251024.pdf

Ⅱ．金融サービス仲介業者に対する規制の見直し

金サ業者に対する業規制（参入規制・行為規制）は、その仲介行為が媒介に限られているにもかかわらず、銀行代理業者や保険募集人、金融商品仲介業者、貸付けの媒介を行う貸金業者といった既存の仲介業者の業規制がほぼそのまま準用されています。しかしながら、金サ業者に対する業規制は、金サ業者の業務の特性・業務内容・業務範囲及びリスク等を踏まえた規制が課せられるべきであり、以下の措置・要望事項のとおり、金サ業者に対する業規制を見直していただきたい。

１．顧客情報の利活用の促進

金サ業者が業務横断的に顧客情報を適切に利活用できるよう、手続面を含め、顧客同意に係る要件の在り方を見直していただきたい。併せて、金融分野における人工知能（AI）などのデジタル技術の活用により、顧客情報が、安全に

配慮したうえで、より有効に利活用される仕組・方法の検討・取組みを官民一体となって進めていただきたい。

【根拠法令等】金サ仲介業者等府令第55条第7号、第62条第1項第15号、第111条第1項第23号イ

【説明・理由】

現行の法制度上、金サ業者は、顧客の同意がない限り、業務横断的に顧客情報を利活用することができない[7]。他方で、近時の消費者法制に関して、個人は他者のサポートがなければ単独で選択することが困難となっている社会背景から「消費者の脆弱性」の問題が指摘され、消費者による選択の実質性を保護する方法が提案[8]されている。特に、顧客指向型[9]の金サ業者では、顧客情報の収集・分析、顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提案等により、消費者である顧客の金融商品・サービスの選択の実質性の保護のサポートが期待される。金サ業者が業務横断的に顧客情報を適切に利活用できるよう、手続面を含め、顧客同意に係る要件の在り方を見直していただきたい。

併せて、金融分野における人工知能（AI）などのデジタル技術を活用することにより、顧客情報が、安全に配慮したうえで、より有効に利利用される仕組ないし方法についての検討・取組みを官民一体となって進めていただきたい。

２．銀行や証券会社等とのAPI連携の推進

顧客がよりワンストップで幅広い金融商品・サービスを購入・利用ができ、自らの金融資産の状況、キャッシュフローその他の金融資産を一覧性をもって把握できるようにするため、銀行による更新系APIのさらなる提供、証券、保険、資金移動業、クレジットカード等の銀行以外の業態におけるAPIの提供・連携について、官民でさらなる検討[10]を進めていただきたい。本協会は、利用者ニーズ

[7] 例えば、金サ業者（預金等媒介業務及び有価証券等仲介業務の登録を受けた者）が、預金等媒介業務で取扱う顧客情報について、顧客から書面その他の適切な方法による顧客の同意を得なければ、有価証券等仲介業務及び兼業業務に利用できず、また、同様に顧客の同意を得なければ、兼業業務で取扱う顧客情報は、預金等媒介業務及び有価証券等仲介業務に利用できない。

[8] 消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 報告」13頁（2025年7月）https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2025/houkoku/202507_para_houkoku.html

[9] 主として顧客の利益のために顧客の立場に立って業務を提供する金サ業者

[10] 経済産業省「クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会」

の把握、情報発信・意見交換などAPIの提供・連携の支援、対応を行います。

３．保証金の供託義務の緩和

金融機関指向型[11]の金サ業者については、金融機関との契約における損失分担に関する定めにおいて、適切な損失分担の仕方が定められていれば、申請により保証金の供託義務の免除を認めていただきたい。

【根拠法令等】金サ法第22条第２項、金サ法施行令第26条

【説明・理由】

保証金の供託義務は、顧客の損害への賠償資力の確保を目的としている。

他方で、金融機関指向型の金サ業者においては、金サ業者と金融機関との関係次第で、金融機関が民法上の使用者責任を負う可能性があるとの理解も成り立ち得るところ、あらかじめ金融機関との契約において、適切な損失分担の仕方を定める[12]ことにより、顧客保護を図ることが可能である。したがって、金融機関指向型の金サ業者については、金融機関との契約における損失分担に関する定めにおいて、適切な損失分担の仕方が定められていれば、申請により保証金の供託義務の免除を認めていただきたい。

４．顧客への情報提供義務（顧客からの求めに応じた手数料等の開示[13]）の緩和

金融機関指向型の金サ業者については、顧客からの求めに応じた手数料等の開示義務を廃止していただきたい。

【根拠法令等】金サ法第25条第２項、金サ仲介業者等府令第34条第１号

【説明・理由】

金融機関指向型の金サ業者からサービスを受ける顧客にとって、金サ業者が誰の側に立って仲介サービスを提供しているか否かは重要ではない。また、金融機関指向型の金サ業者は、既存の仲介業者に近づくところ、既存の仲介業法制においては、手数料等の開示義務が課せられていない。さらに、手数料等は、

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_api/001.html

[11] 主として金融機関と連携・適切な役割分担の下で業務を提供する金サ業者

[12] 電子決済等代行業では、所属制が不採用であるが、銀行と電子決済等代行事業者との契約において、顧客の損害につき賠償責任の分担が定められている。

[13] 金サ業者は、顧客から求められたときは、顧客から受領する手数料等のみならず、金融機関から受領する手数料等を含む、金融サービス仲介業務に関して受領する手数料等及び事業年度毎に金融機関から受領した手数料等総額に占める顧客の取引に係る金融機関から受領した手数料等合計額の割合を明示しなければならない。

金サ業者にとっての事業戦略・ビジネスモデルに係る重要な情報であり、手数料等の開示は、手数料等の低廉化・価格競争を招きかねず、金サ業者の収益に少なからず影響を及ぼすと考えられる。したがって、金融機関指向型の金サ業者については、顧客からの求めに応じた手数料等の開示義務を廃止していただきたい。

５．契約締結前交付書面の交付義務の緩和

契約締結前交付書面（以下「前書面」という。）について、金サ業者は、証券会社等が前書面の交付[14]を行った場合には、前書面の交付は要しないとしていただきたい。

【根拠法令等】金サ法第 31 条第２項、準用金融商品取引法第 37 条の３、金サ仲介業者等府令第 90 条第１項、94 条、パブコメ 46 頁-No.140、141

【説明・理由】

① 金サ業者は、金融商品取引契約（特定金融サービス契約[15]）の締結の媒介を行うときは、前書面を交付（電磁的方法による提供を含む。）することが求められている。

② 顧客が有価証券等仲介業務に係る特定金融サービス契約を締結しようとするときは、あらかじめ、証券会社等から金サ業者の顧客に対して前書面が交付され、当該証券会社等との契約の判断に必要な事項は、前書面に記載されている。そして、証券会社等及び金サ業者の双方から二重に前書面が交付されており、顧客にとって分かりにくく、かえって顧客利便を欠くことになっている。

③ 金融商品仲介業に関しては、証券会社等から顧客に対して前書面が交付され、金融商品仲介業者自身には、前書面の交付義務は課されていない。また、特定預金等契約及び特定保険契約については、銀行等、保険会社が前書面の交付を行った場合は、金サ業者は、前書面の交付は必要とされていない。

④ したがって、金サ業者は、証券会社等が前書面の交付を行った場合には、前書面の交付は要しないとしていただきたい。

[14] 法令上「契約締結前の情報の提供」となっているが、分かりやすさの観点から「前書面の交付」とした。

[15] 特定預金等契約（外貨預金（外貨で出金・送金ができるものを除く。）、仕組預金、通貨オプション組入型預金等）、特定保険契約（変額保険・変額年金保険、外貨建保険・外貨建年金保険等）及び有価証券等仲介業務に係る契約をいう。

６．契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

顧客に対する契約締結時交付書面（以下「時書面」という。）の交付[16]義務は撤廃していただきたい。

【根拠法令等】金サ法第31条第２項、準用金融商品取引法第37条の４、パブコメ48頁-No. 144

【説明・理由】

① 金サ業者は、金融商品取引契約（特定金融サービス契約）が成立したときは、時書面を交付（電磁的方法による提供を含む。）することが求められている。

② 時書面は、証券会社等から交付され、顧客が締結した金融商品取引契約の内容を確認するための書類であり、金サ業者は、顧客と証券会社等との間で成立する金融商品取引契約の当事者になることはないところ、金サ業者が時書面を交付することにより、顧客に対して金サ業者が金融商品取引契約の相手方と誤認させ、又はそのおそれがある。

③ 時書面の作成・交付・保管の負担が大きく業務効率が悪い。

④ 金融商品仲介業に関しては、証券会社等から顧客に対して時書面が交付され、金融商品仲介業者自身には、時書面の交付義務は課されていない。

⑤ したがって、時書面の交付義務は撤廃していただきたい。

７．貸付媒介業務に係るルールの統一・統合

預金等媒介業務の貸付媒介業務と貸金業貸付媒介業務は、貸付の媒介という実質的に同じ機能を提供するものであり、金サ法制上のルールの統一・統合していただきたい。

【根拠法令等】金サ法第11条第２項第２号、同条第５項

【説明・理由】

① 現行の法制度上、銀行が貸主となる貸付商品を媒介する場合には預金等媒介業務の登録が必要になり、銀行法の適用を受ける。他方で、貸金業者が貸主となる貸付商品を媒介する場合には貸金業貸付媒介業務の登録が必要になり、貸金業法の適用を受ける。

16 法令上「契約締結時の情報の提供」となっているが、分かりやすさの観点から「時書面の交付」とした。

② 預金等媒介業務の貸付媒介業務と貸金業貸付媒介業務は、貸付の媒介という実質的に同じ機能を提供するものであり、金サ法制上のルールを統一・統合していただきたい。

８．金サ業者の体制整備の柔軟化

金サ業者は、「三つの防衛線」の各部門の設置、人員（専従者）の配置及び業務経験者の配置等既存の仲介業者と同様の体制を構築することが求められているが、金サ業者と既存の仲介業者が行うビジネスのリスクは異なる。「三つの防衛線」の各部門の設置及び業務経験者の配置等を求める趣旨としては、自ら点検、検証するなどして金サ業の健全かつ適切な運営を確保する点にあるところ、必ずしも専従者や業務経験者の配置等を行わなくとも、例えば、業務委託などを活用しながら、求められている体制と同等のレベルの体制が構築できていれば、金サ業の健全かつ適切な運営を確保することが可能と考えられる。したがって、次のとおり、金サ業者の体制整備の柔軟化を図っていただきたい。

(1) 人材の確保の緩和

① 預金等媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の撤廃

預金等媒介業務（貸付媒介業務）において営業所等に配置する法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者の貸付け業務経験要件は撤廃していただきたい。

【根拠法令等】金サ仲介業者監督指針V-２-３-１(1)

② 預金等媒介業務での営業所等への法令等遵守統括責任者等の配置要件の緩和

預金等媒介業務において営業所等に配置する法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者について、雇用関係にある者に加え、派遣又は委任の方法による配置を容認していただきたい。

【根拠法令等】銀行法等改正パブコメ23頁

③ 貸金業貸付媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の撤廃

イ．常務に従事する役員の貸付け業務経験年数要件３年は撤廃していただきたい。

ロ．各営業所等に配置する常勤の役職員の貸付け業務経験年数要件１年は撤廃していただきたい。

【根拠法令等】金サ仲介業者監督指針VIII-３-１-２(2)②ホ

④ 有価証券等仲介業務を行う役員の範囲の拡大

有価証券等仲介業務の登録にあたり配置が求められる役員について、取締役に加

え、同業務を統括する執行役員の配置を容認していただきたい。

【根拠法令等】金サ法第15条第１号タ、金サ仲介業者監督指針Ⅶ－２－１(2)イ、金サ法第15条第１号ソ

(2)「三つの防衛線」の下での組織運営体制の柔軟化

① 「三つの防衛線」の概念の下での独立した営業部門（第１線）、管理部門（第２線）及び内部監査部門（第３線）の設置、人員（専従者）の配置について、特に、小規模又は業務が限定的な金サ業者については、媒介業務の特性及び当該金サ業者の規模・業務内容・業務範囲及びリスク等に応じた柔軟な対応・組織運営体制を容認していただきたい。

② 管理部門及び内部監査部門の業務について、金融機関にこれらの業務を委託することができることを明確化、ないしは容認していただきたい。

【根拠法令等】金サ法第26条、金サ仲介業者監督指針Ⅲ－１(1)③、Ⅲ－２－１－１(1)⑤ 等

Ⅲ．検証の実施

金融庁におかれては、令和２年改正金融サービスの提供に関する法律附則第28条の規定に基づく措置の実施後３年を目途として、金サ業創設の趣旨を踏まえ、顧客の金サ業の利用状況、事業者の金サ業への参入状況及びAI等のデジタル技術の進展への対応状況等を検証し、必要があると認められる場合には、仲介業者に対する横断的な規制のあり方を含め、金サ業が積極的に活用されるよう必要な制度の整備その他の必要な措置を講じていただきたい。

（凡例）

金サ法　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

金サ法施行令　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令

金サ仲介業者等府令　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令

金サ仲介業者監督指針　金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針

パブコメ　令和２年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案に関する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」

銀行法等改正パブコメ

金融庁「銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一

部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について」（2006年５月17日）

以　　上